

資料編

目次

資料編

1	条例・要綱等	1
	(1) 印西市国民保護協議会条例	1
	(2) 印西市国民保護協議会運営要領	2
	(3) 印西市国民保護協議会委員	4
	(4) 印西市国民保護対策本部及び印西市緊急対処事態対策本部条例	5
2	印西市の概況	6
	(1) 市の地形	6
	(2) 市の人口分布	7
	(3) 市の道路網・鉄道網	8
	(4) 緊急輸送道路	8
3	関係機関一覧表	9
	(1) 一部事務組合	9
	(2) 県	10
	(3) 指定地方行政機関	11
	(4) 自衛隊	11
	(5) 原子力規制委員会	11
	(6) 指定公共機関	12
	(7) 指定地方公共機関	13
	(8) その他の機関	13
	(9) 近接市町	14
4	国民保護法に基づく印西市の避難施設	15
5	様式	17
	(1) 被災情報の報告様式	17
	(2) 安否情報省令様式	18
	(3) 火災・災害等即報要領様式（消防庁）	23
	(4) 避難実施要領様式	25
6	避難実施要領のパターン	31
	(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃【屋内避難】	31
	(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃【市域内避難】	34
	(3) 弾道ミサイル攻撃（着弾前）【屋内避難】	41
	(4) 弾道ミサイル攻撃（着弾後）【市域内避難】	44
	(5) 着上陸侵攻【市域外避難】	51
	(6) 航空機による攻撃【屋内避難】	57
	(7) 大規模集客施設等への攻撃【市域内避難】	60
	(8) NBC兵器による攻撃【市域内避難】	67
	(9) 航空機自爆テロ【市域内避難】	74

1 条例・要綱等

〔協議会関係〕

(1) 印西市国民保護協議会条例

(平成18年6月30日印西市条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定により、印西市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40名以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 印西市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市国民保護協議会条例（平成18年条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、印西市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(議事日程)

第3条 会長は、協議会の開催日時、議題等を記載した議事日程を定め、協議会開催日の1週間前までに委員（専門委員を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更することができる。

(委員の権限委任)

第4条 委員がやむを得ない理由により、会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該会議において、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、会長が協議会に諮って行うものとする。

(会議開催の事前公表)

第6条 会議の開催については、開催予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議名、開催日時及び開催場所

(2) 傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法

(3) 問い合わせ先

(4) その他必要な事項

2 会議開催の公表は、行政資料室に配置し、市民の閲覧に供する等により行うものとする。

(会議の傍聴)

第7条 協議会の傍聴については、別に定める「印西市国民保護協議会傍聴要領」によるものとする。

(会議録の作成等)

第8条 会長は、会議終了後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議名、開催日時及び開催場所

(2) 出席者

(3) 議題

(4) 会議概要及び審議経過

(5) その他協議会が必要と認める事項

2 会議録は、会長が指名する者の署名をもって確定するものとする。

(準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、条例第5条に規定する部会について準用する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月6日から施行する。

(3) 印西市国民保護協議会委員

任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで

区分	所属
第1号委員 (指定地方行政機関)	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
	農林水産省関東農政局千葉県拠点地方参事官
第2号委員 (自衛隊)	陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊長
第3号委員 (千葉県)	千葉県印旛地域振興事務所長
	千葉県印旛土木事務所長
	千葉県印旛健康福祉センター長
	千葉県印旛農業事務所長
	千葉県企業局船橋水道事務所千葉ニュータウン支所長
千葉県印旛警察署長	
第4号委員 (副市長)	印西市副市長
第5号委員 (教育長、消防長)	印西市教育委員会教育長
	印西地区消防組合消防長
第6号委員 (市)	印西市総務部長
	印西市企画財政部長
	印西市市民部長
	印西市環境経済部長
	印西市福祉部長
	印西市健康子ども部長
	印西市都市建設部長
	印西市上下水道部長
	印西市教育委員会教育部長
第7号委員 (指定公共機関及び指定地方公共機関)	東日本旅客鉄道株式会社湖北駅長
	北総鉄道株式会社運輸部旅客課駅務区千葉ニュータウン中央管区駅務区長
	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長
	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社長
	成田赤十字病院事務部長
	日本医科大学千葉北総病院長
	東京ガス株式会社千葉支社副支社長
	一般社団法人千葉県バス協会専務理事
日本郵便株式会社印西郵便局長	
第8号委員 (有識者等)	印西市消防団長
	公益社団法人印旛市郡医師会印西地区代表
	一般社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会印西地区代表
	一般社団法人印旛郡市薬剤師会印西支部代表
	印西市町内会自治会連合会長
	株式会社千葉ニュータウンセンター代表取締役社長
	株式会社広域高速ネット二九六常務取締役
	社会福祉法人印西市社会福祉協議会長
	印西市赤十字奉仕団委員長
印西市民生委員児童委員協議会長	

(4) 印西市国民保護対策本部及び印西市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年6月30日印西市条例第17号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、印西市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び印西市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び第2条第4項に規定する職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

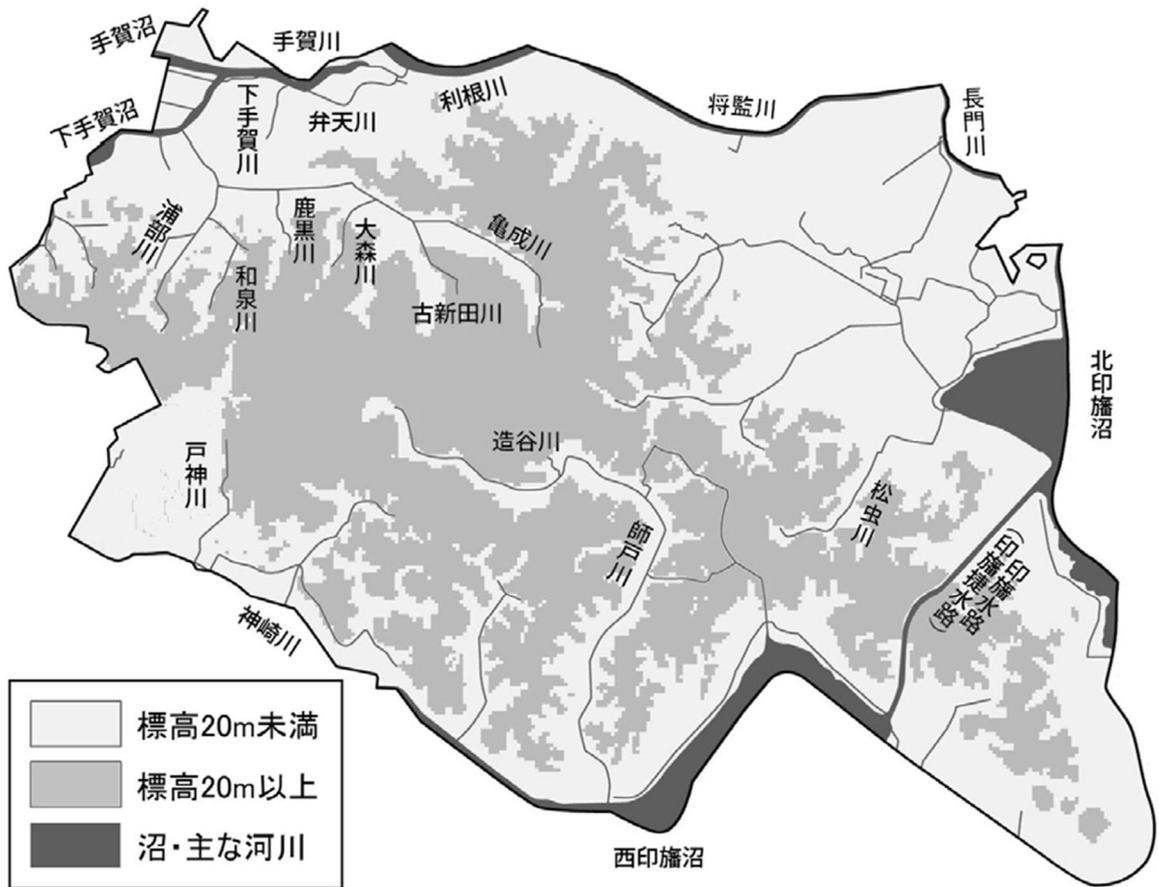
第7条 第2条から前条までの規定は、印西市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 印西市の概況

(1) 市の地形



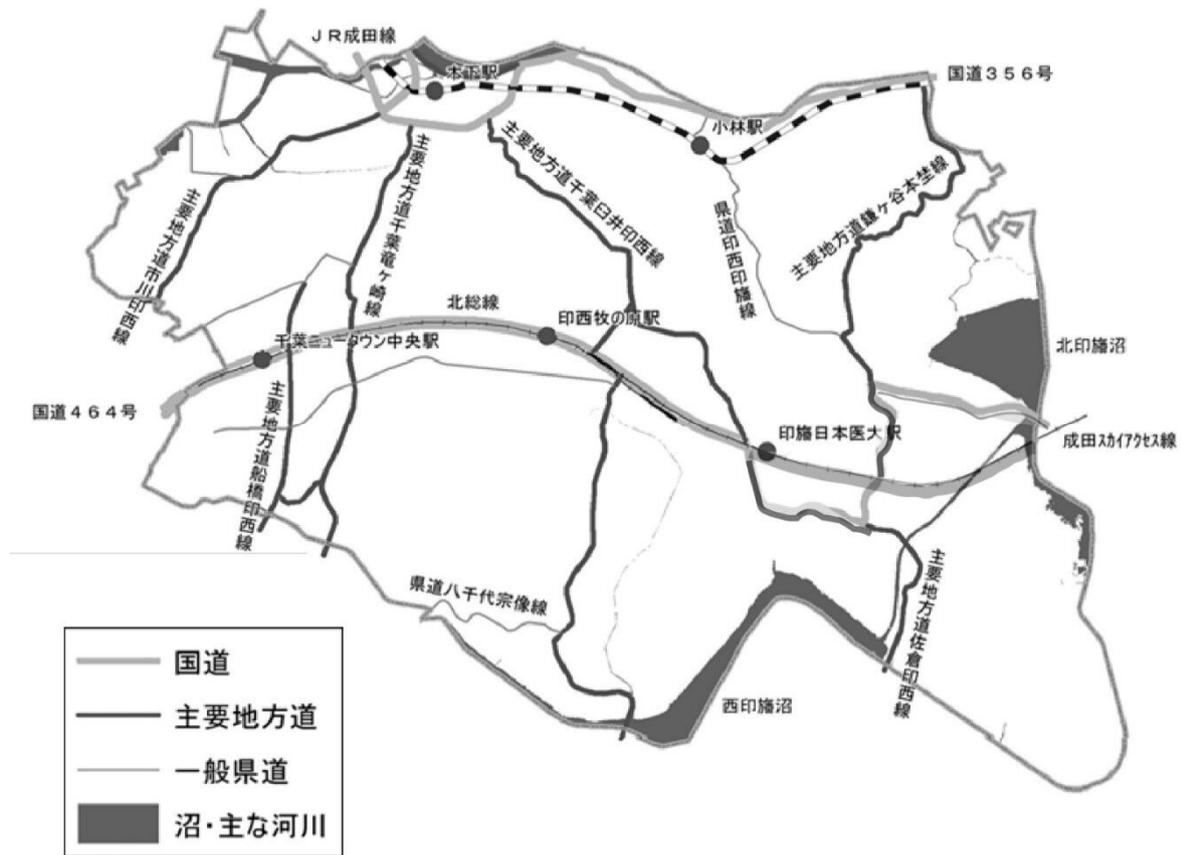
(2) 市の人口分布

(令和6年1月末現在)

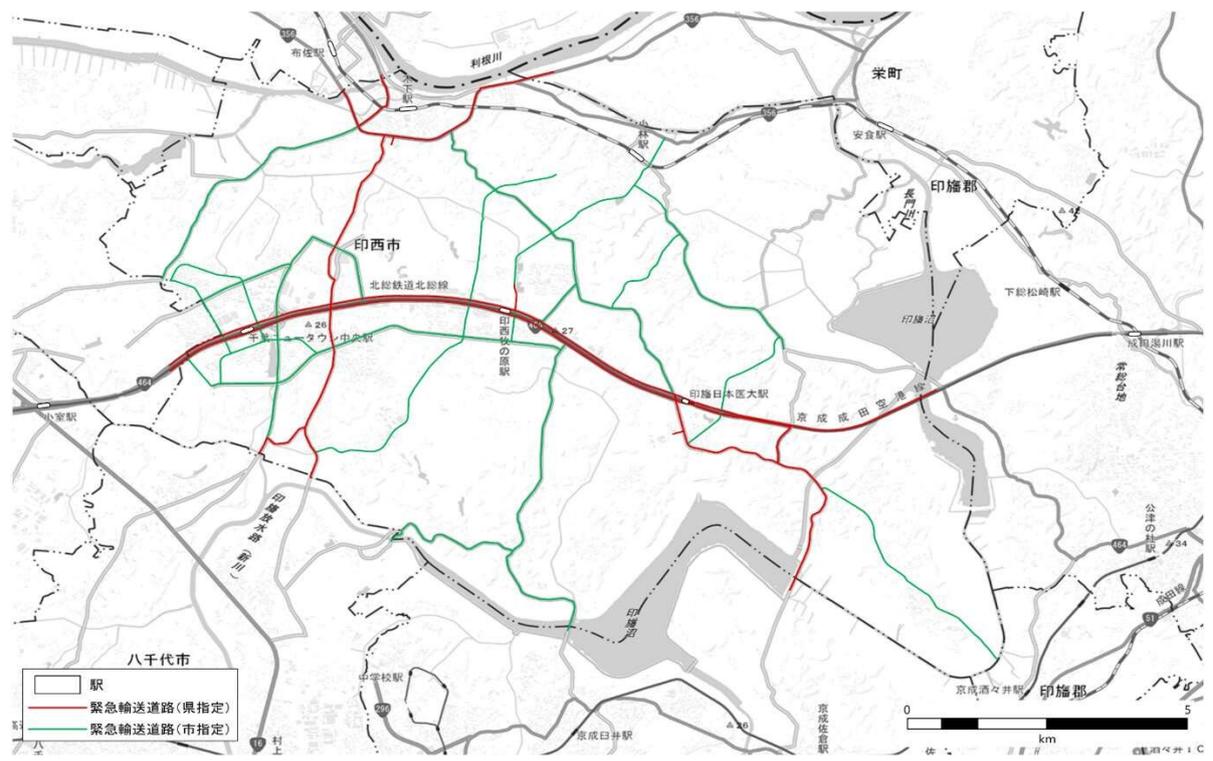
	世帯数	人口		
		男	女	計
木下地区	3,077	3,250	3,248	6,498
大森地区	2,818	2,842	2,770	5,612
永治地区	577	662	623	1,285
本庁計	6,754	6,754	6,641	13,395
中央駅地区	15,630	18,508	19,196	37,704
牧の原地区	8,061	11,366	11,638	23,004
N T (印西) 地区計	23,691	29,874	30,834	60,708
船穂地区	3,208	4,275	4,248	8,523
小林地区	3,386	3,851	3,858	7,709
印旛地区	3,719	3,810	3,678	7,488
N T (印旛) 地区	1,903	2,526	2,581	5,107
印旛地区計	5,622	6,336	6,259	12,595
本埜地区	1,446	1,638	1,699	3,337
N T (本埜) 地区	1,892	2,494	2,505	4,999
本埜地区計	3,338	4,132	4,204	8,336
合計	45,717	55,222	56,044	111,266

※ 数値は住民基本台帳人口によるものです。また外国人住民を含みます。

(3) 市の道路網・鉄道網



(4) 緊急輸送道路



3 関係機関一覧表

(1) 一部事務組合

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
印西地区消防組合 指揮指令課	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722
牧の原消防署	0476-46-9992	0476-46-9979		
印西消防署	0476-42-0119	0476-42-3293		
本埜消防署	0476-97-0119	0476-97-1299		
印西西消防署	0476-47-0119	0476-46-4441		
印旛消防署	0476-99-0119	0476-99-0199		
印西地区環境整備事業組合 庶務課	0476-46-2731	0476-47-1765		
印西斎場	0476-42-1700	0476-42-6006		
印西クリーンセンター	0476-46-2732			
印西地区衛生組合	0476-95-0252	0476-95-7968		
長門川水道企業団	0476-33-7718	0476-80-0760	329-731	329-732
印旛利根川水防事務組合	0476-95-8983	0476-95-7630		
印旛郡市広域市町村圏事務組合	043-486-3307	043-486-3308	665-721	665-722

(2) 県

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
防災危機管理部危機管理政策課 勤務時間内	043-223-2168	043-222-5208	(地上系) 500-7403 (衛星系) 012-500- 7403	(地上系) 500-7298 (衛星系) 012-500- 7298
防災危機管理部危機管理政策課 勤務時間外	043-223-2178	043-222-5219	(地上系) 500-7225 (衛星系) 012-500- 7225	(地上系) 500-7110 (衛星系) 012-500- 7110
防災危機管理部危機管理政策課 災对本部設置後	043-223-3328	043-222-1127	(地上系) 500-7311 (衛星系) 012-500- 7311	(地上系) 500-7631 (衛星系) 012-500- 7631
県土整備部河川環境課	043-223-3156	043-221-1950	500-7346	500-7412
環境生活部循環型社会推進課	043-223-2758	043-221-3970	500-7264	
印旛地域振興事務所地域防災課	043-483-1122	043-483-2450	(地上系) 503-721 723 (衛星系) 012-503- 721・723	(地上系) 503-722 (衛星系) 012-503- 722
印旛土木事務所維持課	043-483-1146	043-485-3759	503-731 733	503-732
印旛保健所(印旛健康福祉センター) 総務課	043-483-1133	043-486-2777	503-741 743	503-742
印旛農業事務所指導管理課	043-483-1131	043-486-4516	503-751	503-752
企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所工務課 対策本部設置後 料金課	0476-46-3514 0476-46-3513	0476-46-3510		
印西警察署 警備課	0476-42-0110	0476-42-8341		
木下駅前交番	0476-42-1200			
小林交番	0476-97-0136			
中央駅前交番	0476-46-4671			
牧の原交番	0476-47-0603			
浦部駐在所	0476-42-4511			
船尾駐在所	0476-46-0003			
岩戸駐在所	0476-99-0024			
日本医大駅前駐在所	0476-98-0040			
本埜駐在所	0476-97-0127			

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
関東管区警察局 千葉県情報通信部機動通信課	043-201-0110			
関東総合通信局総務部総務課	03-6238-1623			
関東財務局 千葉財務事務所総務課	043-251-7212			
関東信越厚生局総務課	048-740-0711	048-601-1325		
千葉労働局健康安全課	043-221-4312	043-221-6868		
関東農政局 千葉県拠点経営・構造統計チーム	043-251-8302			
地方参事官室	043-224-5611		656-721	656-722
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	043-242-4656			
関東経済産業局総務企画部総務課	048-600-0213	048-601-1310		
関東東北産業保安監督部管理課	048-600-0433			
関東運輸局千葉運輸支局	043-242-7336			
関東地方整備局 利根川下流河川事務所	0478-52-6361	048-52-9720		
安食出張所	0476-95-0042	0476-95-8539		
関東地方整備局 千葉国道事務所防災情報課	043-285-0343	043-287-7895	652-721	652-722
東京管区气象台 銚子地方气象台	0479-23-7705 0479-22-0074	0479-23-4460	178-721 723・725	178-722 724

(4) 自衛隊

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係	047-466-2141	047-466-2141		
第3科(防衛班)	047-466-2141	047-466-2141	632-721	632-722
第2科			632-723	632-724
当直室			632-725	

(5) 原子力規制委員会

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
原子力規制委員会	03-3581-3352			

(6) 指定公共機関

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所	047-483-0722	047-483-0709		
日本赤十字社千葉県支部	043-241-7531	043-248-6812	500-9651	500-9652
日本放送協会千葉放送局	043-203-1001	043-203-0576	500-7393	500-7394
日本郵便株式会社印西郵便局	0476-47-5564	0476-47-0316		
東日本電信電話株式会社 千葉災害対策室	043-211-8652	043-213-6065	500-9721	500-9722
東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社 勤務時間内	0476-55-5139	0476-22-8210		
成田支社 勤務時間外	080-5042-7991	0476-22-8210		
コンタクトセンター	0120-995-007			
東京ガス株式会社 千葉支社 (東京ガスネットワーク株式会社 東部ガスライト24 千葉緊急保 安グループ) 共創推進グループ	043-243-8444	043-243-8443		
千葉基地	043-225-5474	043-225-1182		
佐川急便株式会社 印西営業所	0570-00-0982			
ヤマト運輸株式会社 印西営業所	0570-200-000	0476-35-3607		
東日本旅客鉄道株式会社 指令室	043-254-3258	043-254-3285	640-721	640-722
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	03-6700-3000			
KDD I 株式会社	03-3347-0077			
ソフトバンク株式会社	03-6889-2000			
株式会社N T T ドコモ	03-5156-1111			

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
千葉テレビ放送株式会社	043-233-6681	043-231-4999	500-9703	
株式会社ベイエフエム	043-297-7847	043-351-7862	500-9711	500-9712
北総鉄道株式会社 運輸部	047-445-7161			
千葉ニュータウン中央駅	0476-46-3711			
印西牧の原駅	0476-45-8188			
印旛日本医大駅	0476-98-0587			
一般社団法人千葉県バス協会	043-215-8805	043-215-8807	500-9731	500-9732
一般社団法人千葉県トラック協会	043-247-1131	043-246-7372	654-721	654-722
東日本ガス株式会社	04-7182-4175			
公益社団法人千葉県LPガス協会	043-246-1725			
公益社団法人千葉県医師会	043-242-4271	043-246-3142	500-9661	500-9662
一般社団法人千葉県歯科医師会	043-241-6471	043-248-2977	658-721	658-722
一般社団法人千葉県薬剤師会	043-242-3801	043-248-0646	500-9666	500-9667
公益社団法人千葉県看護協会	043-245-1744	043-248-7246		

(8) その他の機関

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
株式会社千葉ニュータウンセンター	0476-46-5811	0476-46-5814		
株式会社広域高速ネット二九六	043-497-0296	043-497-1296		
京葉ガスリキッド株式会社	047-447-1500			
成田赤十字病院 医療社会事業部福祉課	0476-22-2311	0476-22-6477	687-721	687-722
日本医科大学千葉北総病院	0476-99-1801	0476-99-1911	695-721	695-722
公益社団法人印旛市郡医師会	0476-27-0168			
公益社団法人印旛郡市歯科医師会	0476-27-1894	0476-27-1896		
一般社団法人印旛郡市薬剤師会	043-483-5810	043-483-6030		
公益社団法人柔道整復師会	043-265-0356	043-265-0366		

(9) 近接市町

機 関 名	N T T		県防災無線	
	電話番号	ファックス	電話番号	ファックス
柏市 危機管理政策課	04-7170-2248	04-7163-2188		
八千代市 危機管理課	047-421-6715	047-483-1094	221-721	221-722
我孫子市 市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722
白井市 危機管理課	047-492-1111	047-491-3554	232-721	232-722
佐倉市 危機管理課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722
成田市 危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722
酒々井町 総務課	043-496-1171	043-496-5455	322-721	322-722
栄町 暮らし安全課	0476-33-7710	0476-95-4274	329-721	329-722

4 国民保護法に基づく印西市の避難施設

(令和5年4月1日現在)

No.	名称	町丁目名・番(番地)・号	緊急一時避難施設	
			※1	地下 施設※2
1	松山下公園	浦部275		
2	総合福祉センター	竹袋614-9	○	
3	保健福祉センター	高花2-1-5	○	
4	中央駅北コミュニティセンター	木刈4-3-1	○	
5	中央駅南コミュニティセンター	原山3-3	○	
6	永治コミュニティセンター	浦部411-3	○	
7	船穂コミュニティセンター	船尾786-1	○	
8	印西市立木下小学校	木下1502	○	
9	印西市立小林小学校	小林2448-2	○	
10	印西市立大森小学校	大森3350	○	
11	印西市立船穂小学校	船尾1292	○	
12	旧印西市立永治小学校	浦部557	○	
13	印西市立木刈小学校	木刈2-6	○	
14	印西市立内野小学校	内野1-1	○	
15	印西市立原山小学校	原山3-4	○	
16	印西市立小林北小学校	小林北5-1-5	○	
17	印西市立小倉台小学校	小倉台2-3	○	
18	印西市立高花小学校	高花2-4	○	
19	印西市立西の原小学校	西の原2-7	○	
20	印西市立原小学校	原3-5	○	
21	印西市立印西中学校	大森2244	○	
22	印西市立船穂中学校	高花1-3	○	
23	印西市立木刈中学校	木刈2-1	○	
24	印西市立小林中学校	小林大門下1-4-1	○	
25	印西市立原山中学校	原山1-2	○	
26	印西市立西の原中学校	西の原1-3	○	
27	中央公民館	大森3934-1	○	
28	中央駅前地域交流館	中央南1-2	○	
29	小林公民館	小林北5-1-6	○	
30	そうふけ公民館	原3-4	○	
31	平岡自然の家	平岡1554番地	○	
32	旧印西市立宗像小学校	岩戸1680番地2	○	
33	印旛中央公園	瀬戸1510番地		
34	印西市立六合小学校	瀬戸1580番地	○	
35	印西市立平賀小学校	平賀1161番地2	○	

No.	名称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時避難施設	
			※1	地下施設※2
36	印西市立いには野小学校	若萩3丁目9番地1	○	
37	印西市立印旛中学校	舞姫2丁目1番地1	○	
38	滝野公園	滝野4丁目2		
39	本埜公民館	中根1375	○	
40	印西市立本埜小学校	中根1281番地2	○	
41	旧印西市立本埜第二小学校	笠神1745	○	
42	印西市立本埜中学校	笠神250	○	
43	印西市立滝野小学校	滝野5丁目1	○	
44	印西市立滝野中学校	滝野5丁目2	○	
45	木下駅地下道	印西市木下1521-6地先	○	○
46	そうふけふれあいの里	草深924	○	
47	印西市立牧の原小学校	牧の原3-1-1	○	
48	本埜スポーツプラザ	中根1375		
49	東京電機大学千葉NTキャンパス	武西学園台2-1200		
50	印西市役所印旛支所	美瀬1-25	○	

※1 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）である施設及び地下施設。

※2 緊急一時避難施設のうち避難可能な地下フロアがある施設。

5 様式

(1) 被災情報の報告様式

年 月 に発生した〇〇〇による被害（第 報） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日 時 分</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">〇〇市</div>																																																																							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）																																																																							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要																																																																							
3 人的・物的被害状況																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">市区町村名</th> <th colspan="4" style="width: 40%;">人的被害</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">住家被害</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">死者</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">行方不明者</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">負傷者</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">全壊</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">半壊</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">重傷</th> <th style="width: 10%;">軽傷</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(棟)</th> <th style="text-align: center;">(棟)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市区町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																	
市区町村名		人的被害				住家被害					その他																																																												
		死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊																																																																
	重傷			軽傷																																																																			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市区町村名</th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> <th style="width: 50%;">概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市区町村名	年月日	性別	年齢	概況																																																																		
市区町村名	年月日	性別	年齢	概況																																																																			

(2) 安否情報省令様式

① 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

② 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

④ 様式第4号 安否情報照会書

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者 住所 (居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

⑤ 様式第5号 安否情報回答書

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
〇〇市長		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 火災・災害等即報要領様式（消防庁）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）不審物（爆発物）の有無
- ・ 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(4) 避難実施要領様式

① 最小限の項目に限った避難実施要領の様式

(1/1)

避難実施要領（案）		
印西市長 月 日 時 分現在		
最小限様式		
1 警報の内容		
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)		
2 避難の指示		
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)		
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）		
要避難地域		
要避難者数		
内避難行動要支援者数		
避難先地域		
一時集合場所・集合方法		
集合時間	月 日 () 時 分	
避難経路		
避難手段		
避難開始時間	月 日 () 時 分	
4 避難の実施に際し必要な事項（法第61条第2項第3号）		
避難施設	名称	
	所在地	
	連絡先	
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)	
追加情報の伝達方法		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）		
職員の配置場所・人数		
職員間の連絡方法		
要配慮者の避難誘導方針		
残留者の確認方法		
6 緊急時の連絡先		
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111	
	F A X： 0476-42-7242	

② 屋内避難における避難実施要領の様式

(1/1)

避難実施要領（案）	
印西市長 分現在	
月 日 時	
屋内避難（ ）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日（ ） 時 分
発生場所	印西市
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	月 日（ ） 時 分
避難完了予定日時	月 日（ ） 時 分 予定
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	
地域の特性	
時期による特性	
4 住民の行動（基本行動）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋外にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111
	F A X： 0476-42-7242

③ 市域内避難・市域外避難における避難実施要領の様式

(1/4)

避難実施要領（案）			
			印西市長 分現在
月 日 時			
市域内避難・市域外避難（ ）			
1 千葉県からの避難の指示の内容			
2 事態の状況、関係機関の措置			
2-1 事態の状況			
発生日時	月 日（ ）	時 分	
発生場所	印西市●●の◆◆（施設）		
実行の主体			
事案の概要と被害状況			
今後の予測・影響と措置			
気象状況	天候：	気温： 度	風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域			
避難先と避難誘導の方針			
避難開始日時	月 日（ ）	時 分	
避難完了予定日時	月 日（ ）	時 分	予定
2-3 関係機関の措置等			
措置の概要			
連絡調整先			
3 事態等の特性で留意すべき事項			
事態の特性（除染の必要性等）			
地域の特性			
時期による特性			
4 避難者数			
地区名			
避難者数（計）			
うち避難行動要支援者数			
うち外国者数			
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域			
避難施設名			
所在地			
収容可能人数			

連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
6 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）		
避難手段の詳細	種類（車種等）		
	台数		
	輸送可能人数		
	連絡先		
輸送力の配分の考え方			
その他輸送手段	避難行動要支援者		
	その他（入院患者等）		
留意事項			
7 避難経路			
避難に使用する経路			
交通規制	実施者の確認		
	規制にあたる人数		
	規制場所		
警備体制	実施者の確認		
	警備にあたる人数		
	警備場所		
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法			
8-1 避難方法			
地区			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位		
	避難方法		
	避難経路		
	避難先		
	集合時間		
	その他（誘導責任者）		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位		
	避難方法		
	避難経路		
	避難先		
	避難完了予定日時		
	その他（誘導責任者）		

避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位			
	避難行動要支援者への支援事項			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	集合場所への集合完了予定日時			
	その他 (誘導責任者)			
8-2 職員の配置方法				
配置場所				
人数				
現地調整所				
留意事項				
8-3 残留者の確認方法				
確認者				
開始日時				
場所				
方法				
措置				
終了予定日時				
その他				
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法				
食事時期				
食事場所				
提供する食事の種類				
実施担当部署				
8-5 追加情報の伝達方法				
9 避難時の留意事項(主に住民)				
9-1 住民避難実施概要				
9-2 自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
事態の特性				
時期の特性				
9-3 避難施設での対応				
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項(職員)				
10-1 職員の役割分担				

10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
10-3 要配慮者に対する避難誘導	
11 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	
避難実施要領の 伝達先	
12 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話：0476-42-5111
	FAX：0476-42-7242

6 避難実施要領のパターン

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃【屋内避難】

(1/3)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
ゲリラ・特殊部隊による攻撃（屋内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、印西市内及びその周辺で××国の特殊部隊による攻撃が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は屋内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。また、要避難地域以外の住民も堅ろうな建物で屋内避難すること。</p> <p>住民は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市●●の◆◆（施設）
実行の主体	××国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	拘束された特殊部隊員の供述により、◆◆（施設）を爆破する可能性が判明した。被害は、現在までのところなし。
今後の予測・影響と措置	<p>①県警察、自衛隊により警戒を行っているが、特殊部隊の潜伏場所や勢力等正確な情報が入手できないため、突発的な不足事態の発生が懸念され、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ない。</p> <p>②攻撃によりNBCが検知された場合、風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。NBCの影響を考慮し、正確な情報が入手できるまで屋内に一時的に避難させる。</p> <p>③攻撃対象や攻撃地点の情報を入手し、住民に対し、屋内避難を防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により即座に伝達する。</p> <p>④住民に対し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報入手を呼びかける。</p>
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市全域
避難先と避難誘導の方針	<p>①特殊部隊の勢力・挙動が不明であること、NBCの影響が懸念されることから、一時的に屋内避難を行う。</p> <p>②必要があると判断された場合、市域内避難又は市域外避難へと移行する。</p> <p>③事業者と連携した鉄道利用者、公共施設、大規模商業施設来場者の安全確保を行う。</p> <p>④情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、県警察、消防機関からの情報 ・ 交通事業者、公共施設、大規模商業施設の情報
避難開始日時	県からの避難指示後速やかに
避難完了予定日時	県からの避難指示後速やかに

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 <p>②県警察、消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察車両・消防車両による住民への情報伝達と屋内避難の呼びかけ、避難誘導 ・爆発物への対応準備、火災・救急事案への対応準備 <p>③自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物、特殊部隊への対応準備 <p>④指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 <p>⑤市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<p>①特殊部隊の潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあること。</p> <p>②状況により屋内避難継続地域と市域内避難又は市域外避難実施地域に区分される場合があること。</p> <p>③屋内避難が長期化する場合、自宅等への個別避難住民に対する食料や生活必需品等の供給、要配慮者・入院患者への対応が困難となるため、安全確保を前提として、近隣の避難施設へ集団避難させる必要が生じること。</p> <p>④NBCを使用したテロの可能性に対する配慮が必要であること。</p>
地域の特性	—
時期による特性	—
4 住民の行動（基本行動）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<p>①直ちに玄関や窓に鍵をかけ、特殊部隊の侵入を防止する。</p> <p>②防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p> <p>③ドアや窓を全部閉め、エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い、可能な限り外気の流入を遮断する。（NBC攻撃対策）</p> <p>④状況により市域外への避難が考えられるため、避難に必要な金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>
屋外にいる場合	<p>①事案発生地域への侵入を極力避ける。また、不審な人物を見かけた際は接触せず、直ちに警察に連絡すること。</p> <p>②県警察、消防機関等の指示に従い、安全な屋内に避難する。</p> <p>③移動の際は風下への避難を避け、風向きと垂直方向よりも風上へ移動する。（NBC攻撃対策）</p> <p>④現場付近で目まいや吐き気など体調不良を感じた場合は、直ちに消防機関等に連絡する。</p> <p>⑤最も近いコンクリート造り等の堅ろうな建物に避難する。</p>

5 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により伝達する。 ②特殊部隊の潜伏予想地域等危険な地域における巡回広報は、警察や国民保護等派遣の自衛官に依頼する。 ③市域内避難又は市域外避難が必要となる場合についても同様の手段により避難実施要領を伝達する。
避難実施要領の 伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111
	F A X： 0476-42-7242

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃【市域内避難】

(1/7)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
ゲリラ・特殊部隊による攻撃（市域内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、印西市●●の◆◆（施設）で××国の特殊部隊による攻撃による被害が発生したとの警報を発令し、同施設を中心に、半径 mに係る住民の避難及び屋外退避を行った施設利用者を含む施設周辺に滞留する住民の避難措置の指示を行った。</p> <p>施設利用者、要避難地域の住民は状況を見て避難を開始すること。また、要避難地域以外の住民も堅ろうな建物で屋内避難すること。</p> <p>住民は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市●●の◆◆（施設）
実行の主体	××国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	<p>①◆◆（施設）で爆発事案が発生し、死傷者が発生した。また、付近で爆発物とみられる不審物が発見された。</p> <p>②特殊部隊員は武器及び爆発物を所持しているものとみられ、行動が不明なため、他地区での二次攻撃の可能性がある。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>①死傷者の発生、救命救助活動・消火活動</p> <p>②施設周辺に滞留する来場者等の避難</p> <p>③消防機関、県警察等による事案の特定、警戒区域の設定</p> <p>④避難対象住民約 世帯 名の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所開設）</p> <p>⑤二次被害の拡大防止</p> <p>⑥NBC攻撃の可能性（人員除染、地域除染）</p>
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市●●地区の◆◆（施設）を中心に半径 m
避難先と避難誘導の方針	<p>①事業者、消防機関、県警察と連携し、負傷者の救出救護、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング）</p> <p>②避難経路の指定、避難施設の決定・開設準備</p> <p>③防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による指示の伝達</p> <p>④事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難施設の受け入れ（要配慮者を含む。）</p> <p>⑤消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認）</p> <p>⑥要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制</p> <p>⑦必要により、現地調整所の設置</p>
避難開始日時	月 日 () 時 分
避難完了予定日時	月 日 () 時 分予定

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 ・医療救護活動 <p>②県警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察の特殊部隊対処に伴う協力体制 ・爆発物等の種類特定の調査 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・要避難地域、警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整 ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告 ・渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 <p>③消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救命救助、救急搬送 ・火災発生時、延焼火災時の消火活動 ・爆発物等の種類特定の調査 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・県内消防機関、緊急消防援助隊の派遣要請 <p>④自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の特殊部隊対処に伴う協力体制 ・爆発物等の種類特定の調査 ・負傷者の救命救助 <p>⑤指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 <p>⑥市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 ・要避難地域の営業停止 <p>※NBC攻撃が検知された場合、NBC兵器による攻撃の避難実施要領のパターンを準用する。</p> <p>※避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <p>状況により県対策本部及び現地調整所に市職員を派遣する、もしくは県から派遣された県職員を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>①化学剤を含む爆発物の場合、種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性がある。</p> <p>②要避難地域の住民の状況把握が困難</p> <p>③化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難</p> <p>④NBC兵器等が使用された場合、風の方向を考慮して避難</p> <p>⑤風向・風速の状況によっては広範囲に影響</p>

地域の特性	①昼間では、市域外へ外出している人も多く、避難者の確認困難のうえ、自主防災組織等による避難行動要支援者の対応も遅れることが想定 ②大規模集客施設、データセンターや物流倉庫など目標想定対象施設が多様。 ③水域への流入によっては広範囲に影響		
時期による特性	①乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。 ②雨が予想される場合、汚染物質等の水域への流入可能性が高まる。 ③通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。		
4 避難者数			
地区名	●●地区		
避難者数（計）		名	
うち避難行動要支援者数		名	
うち外国者数		名	
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	○○○地区		
避難施設名	○○○小学校		
所在地	印西市○○○		
収容可能人数		名	
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項	特殊部隊の潜伏の可能性もあることから、集合に関しては付近の状況に十分注意する。		
6 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 徒歩 ・ <u>その他</u> （福祉車両）		
避難手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス、観光仕様バス、福祉車両	
	台数	乗合バス 台、観光バス 台、福祉車両 台	
	輸送可能人数	名	
	連絡先		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先		
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な方に対しては印西市避難行動要支援者避難支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。	
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。	
留意事項	①一時集合場所への避難は、原則徒歩により行う。 ②担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等と協力して活動する。 ③避難施設へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。 ④自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。		

		⑤住民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所等に対して協力を依頼する。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難道路は県道▽号線、市道◇号線とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	印西警察署、消防団		
	規制にあたる人数	名		
	規制場所	①住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。 ②◆◆（施設）を中心に半径 m		
警備体制	実施者の確認	印西警察署、状況により自衛隊		
	警備にあたる人数	名		
	警備場所	①交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。 ②◆◆（施設）を中心に半径 m		
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法				
8-1 避難方法				
地区		●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各個人・世帯・事業所		
	避難方法	原則、徒歩		
	避難経路			
	避難先			
	集合時間	日 時 分		
	その他（誘導責任者）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所		
	避難方法	バス・徒歩等		
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。		
	避難先	〇〇〇小学校		
	避難完了予定日時			
	その他（誘導責任者）			
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画による。		
	避難行動要支援者への支援事項	個別避難計画による。		
	輸送手段	バス、福祉車両		
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。		
	避難先	〇〇〇小学校		
	集合場所への集合完了予定日時			
	その他（誘導責任者）			

8-2 職員の配置方法	
配置場所	主要な交差点、一時集合場所、避難施設
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名、その他 名
現地調整所	連絡要員を2名配置
留意事項	①市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。 ②避難誘導員の配置については、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。
8-3 残留者の確認方法	
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。	
確認者	施設職員・従業員、市職員、消防職員、消防団員、警察官、状況により自衛隊
開始日時	日 時 分
場所	◆◆（施設）内、●●地区
方法	①施設内は、館内放送及び呼びかけとともに、施設職員による確認 ②防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による呼びかけ ③戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断
措置	残留者に対し、避難するよう求める。
終了予定日時	日 時 分
その他	市内の●●地区外の住民には屋内避難をするよう求める。
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	避難時には提供せず、避難施設にて提供
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	発生当時の状況による。
実施担当部署	物資班、市民相談班
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による伝達、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 住民避難実施概要	
印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。	
①印西市●●地区の歩行可能な方は、印西市○○○にある○○○小学校へ直接向かうか、各地区の一時集合場所に 日 時 分を目途として集合する。	
②一時集合場所に集合した方は、徒歩、市の用意したバス等で、○○○小学校を避難施設として 日 時 分に移動を開始する。	
③●●地区外の住民には、屋内避難をするよう求めるが、自主避難する住民は○○○小学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、○○○小学校体育館の使用を検討する。	
④避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき、支援者・自主防災組織・介護事業者等の移動援助を受け、日 時 分に避難を開始し、日 時 分を目標として○○○小学校に避難する。	
避難経路及び避難手段	
①◆◆（施設）の歩行可能な方は、徒歩で○○○小学校に 時 分を集合時間の目途として避難する。避難する際は、◆◆（施設）の駐車場南側出口より敷地を出て、市道○○号を經由する。	
②●●地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、○○○小学校に移動する。	
③●●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、○○○小学校に避難する。	

9-2 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ①避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。 ②ガス・水道の元栓を閉め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。 ③家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡をする。 ④隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ①避難時に事案に巻き込まれる可能性がある。 ②避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てる。
時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> ①夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要 ②乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。 ③雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備が必要
9-3 避難施設での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ①家族の所在等避難状況を確認する。 ②汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。 	
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）	
10-1 職員の役割分担	
<p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民への周知要員 ②施設内残留者への呼びかけ要員 ③避難誘導要員 ④市対策本部要員 ⑤現地連絡要員 ⑥避難施設運営要員 ⑦避難行動要支援者の支援者 	
10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ①二次災害（避難時の事案発生）の防止に配慮する。 ②消防機関、県警察及び県等関係機関との連携を保つ。 ③要避難地域外の避難者を抑制する。 ④職員間の認識共有、交代体制を考慮する。 ⑤職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。 ⑥特殊標章等を携帯する。 ⑦服装は、防災活動服等、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。 ⑧ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。 ⑨避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。 ⑩避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ、マスク等を着用する。 ⑪携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線（トランシーバー型）等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。 ⑫原則として単独での行動はしない。 ⑬周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。 ⑭消防機関等の設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。 ⑮避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時は市対策本部に連絡する。 	

10-3 要配慮者に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者、幼児等を優先的に避難させる。	
11 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>②攻撃地に特に近い●●地区の住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>③要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災組織会長等に避難実施要領を伝達し、住民への周知を依頼する。また、民生委員児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>④報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p>
避難実施要領の 伝達先	伝達先一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111
	F A X： 0476-42-7242

(3) 弾道ミサイル攻撃（着弾前）【屋内避難】

(1/3)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
弾道ミサイル攻撃 着弾前（屋内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域内の住民は、現に所在する場所から最も近いコンクリート造り等の堅ろうな建物の中へ避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、住民に対して、警報の発令に関する情報を伝達するとともに、今後とるべき行動・留意事項について周知する。</p> <p>住民は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市全域
実行の主体	××国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイル発射の兆候がみられる。
今後の予測・影響と措置	<p>①弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、県などから入手する。</p> <p>②市の区域が着弾予測地域に含まれるとき、防災行政無線のサイレンを大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。</p> <p>③防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により、住民に近傍の堅ろうな建物等へ避難し、外気からできるだけ遮断される状態となるように周知する。</p> <p>④住民に対しテレビ、ラジオ等からの情報収集を呼びかける。</p>
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市全域（市内全域に着弾の可能性あり）
避難先と避難誘導の方針	<p>①近傍のコンクリート造り等の堅ろうな建物の屋内に避難する。</p> <p>②余裕がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。</p> <p>③屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。</p> <p>④一次攻撃（弾道ミサイルが領域内に落下する又は落下した、上空を通過等）という情報伝達があった後においても、引き続き屋内に避難し、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車、テレビ、ラジオなどから情報収集に注意する。</p> <p>⑤二次攻撃以降も発射の都度、国による警報が発令されることから、避難については、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により即座に伝達する。</p> <p>⑥服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。</p> <p>⑦状況により市域外への避難が考えられるため、避難に必要な金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>
避難開始日時	弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき
避難完了予定日時	上記警報発令後、速やかに

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	①県 ・避難指示 ・情報収集、伝達 ②県警察、消防機関 ・警察車両、消防車両による警報の伝達と屋内避難の呼びかけ ③指定地方公共機関 ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ④市内事業者 ・利用者、来場者の安全な場所への避難
連絡調整先	本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。 ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 ※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	①弾道ミサイルの着弾地点の正確な予想は困難であること。 ②NBC弾頭が使用される可能性があること。
地域の特性	—
時期による特性	—
4 住民の行動（基本行動）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	①直ちに建物の中央部に避難し（窓から離れる）、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。 ②今いる建物より堅ろうな建物が近くに有る場合は、より堅ろうな建物へ避難する。 ③安全が確認できるまで、むやみに建物の外に出ない。 ④ドアや窓を全部閉め、エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い、可能な限り外気の流入を遮断する。（NBC攻撃対策） ⑤テレビ、ラジオ、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等からの情報収集に努める。 ⑥出火防止対策を行う。
屋外にいる場合	①最も近いコンクリート造り等の堅ろうな建物に避難する。 ②最も近い建物への退避に時間的な余裕がない場合は、遮蔽物の物陰に留まり（その際、ガラス張りの建物の下は避ける）、攻撃が沈静化した際に、直ちに最寄りの堅ろうな建物等へ移動する。 ③車両内にいる者は、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。なお、車を道路へ置いて避難するときは、緊急車両の妨げにならないように、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難する。 ④列車・バス等の乗客等は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、SNS等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動する。

5 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により伝達する。</p> <p>②実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報の発令が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。</p>
避難実施要領の 伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111
	F A X： 0476-42-7242

(4) 弾道ミサイル攻撃（着弾後）【市域内避難】

(1/7)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
弾道ミサイル攻撃 着弾後（市域内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、 日 時 分頃に印西市●●地区において発生した爆発について、××国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、着弾地周辺の印西市●●地区及びその風下となる■地区の一部を要避難地域として、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は状況を見て避難を開始すること。また、要避難地域以外の住民も堅ろうな建物の中へ避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。</p> <p>住民は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市●●地区◆◆（施設）付近
実行の主体	××国
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ①印西市●●地区に弾道ミサイル着弾による爆発が発生した。 ②人的・物的被害について調査中 ③NBC攻撃の可能性がある。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ①死傷者の発生、救命救助活動・消火活動 ②避難対象地区の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所開設） ③二次被害の拡大防止 ④NBC攻撃への対処（人員除染、地域除染）
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市●●地区、■地区
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ①消防機関、県警察と連携し、負傷者の救出救護 ②避難経路の指定、避難施設の決定・開設準備 ③着弾地に近い要避難地域の●●地区住民 世帯 名に対して、ただちに周辺地域から離れ、 日 時 分を目途に○○○小学校へ避難 ④着弾地の風下となり要避難地域に該当する■地区住民 世帯 名に対して、 日 時 分を目途に□□□中学校へ避難 ⑤防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による指示の伝達 ⑥事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難施設の受け入れ（要配慮者を含む。） ⑦消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認） ⑧要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制 ⑨必要により、現地調整所の設置
避難開始日時	月 日 () 時 分
避難完了予定日時	月 日 () 時 分予定

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 ・医療救護活動 <p>②県警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・要避難地域、警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整 ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告 ・渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 <p>③消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救命救助、救急搬送 ・火災発生時、延焼火災時の消火活動 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・県内消防機関、緊急消防援助隊の派遣要請 <p>④自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救命救助 <p>⑤指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 <p>⑥市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 ・要避難地域の営業停止 <p>※NBC攻撃が検知された場合、NBC兵器による攻撃の避難実施要領のパターンを準用する。</p> <p>※避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <p>状況により県対策本部及び現地調整所に市職員を派遣する、もしくは県から派遣された県職員を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>①化学剤を含む爆発物の場合、種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性がある。</p> <p>②要避難地域の住民の状況把握が困難</p> <p>③化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難</p> <p>④NBC兵器等が使用された場合、風の方向を考慮して避難</p> <p>⑤風向・風速の状況によっては広範囲に影響</p>
地域の特性	<p>①昼間では、市域外へ外出している人も多く、避難者の確認困難のうえ、自主防災組織等による避難行動要支援者の対応も遅れることが想定</p> <p>②水域への流入によっては広範囲に影響</p>
時期による特性	<p>①乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</p> <p>②雨が予想される場合、汚染物質等の水域への流入可能性が高まる。</p>

4 避難者数			
地区名	●●地区	■■地区	
避難者数（計）	名	名	
うち避難行動要支援者数	名	名	
うち外国者数	名	名	
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	○○○地区	□□□地区	
避難施設名	○○○小学校	□□□中学校	
所在地	印西市○○○	印西市□□□	
収容可能人数	名	名	
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
6 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（福祉車両）		
避難手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス、観光仕様バス、福祉車両	
	台数	乗合バス 台、観光バス 台、福祉車両 台	
	輸送可能人数	名	
	連絡先		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先		
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な方に対しては印西市避難行動要支援者避難支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。	
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。	
留意事項	<p>①一時集合場所への避難は、原則徒歩により行う。</p> <p>②担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等と協力して活動する。</p> <p>③避難施設へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>④自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。</p> <p>⑤住民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所等に対して協力を依頼する。</p>		
7 避難経路			
避難に使用する経路	主要な避難道路は県道▽号線、市道◇号線とする。詳細は別添地図のとおり		

交通規制	実施者の確認	印西警察署、消防団		
	規制にあたる人数	名		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	印西警察署、状況により自衛隊		
	警備にあたる人数	名		
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。		
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法				
8-1 避難方法				
地区		●●地区	■地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各個人・世帯・事業所	各個人・世帯・事業所	
	避難方法	原則、徒歩	原則、徒歩	
	避難経路			
	避難先			
	集合時間	日 時 分	日 時 分	
	その他 (誘導責任者)			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所	
	避難方法	バス・徒歩等	バス・徒歩等	
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。	県道▽号線、市道◇号線を使用する。	
	避難先	〇〇〇小学校	□□□中学校	
	避難完了予定日時	日 時 分	日 時 分	
	その他 (誘導責任者)			
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画による。	個別避難計画による。	
	避難行動要支援者への支援事項	個別避難計画による。	個別避難計画による。	
	輸送手段	バス、福祉車両	バス、福祉車両	
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。	県道▽号線、市道◇号線を使用する。	
	避難先	〇〇〇小学校	□□□中学校	
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分	日 時 分	
	その他 (誘導責任者)			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	主要な交差点、一時集合場所、避難施設			
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名、その他 名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
留意事項	①市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。 ②避難誘導員の配置については、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。			
8-3 残留者の確認方法				
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。				

確認者	市職員、消防職員、消防団員、警察官、状況により自衛隊
開始日時	日 時 分
場所	●●地区、■地区
方法	①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による呼びかけ ②戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断
措置	残留者に対し、避難するよう求める。
終了予定日時	日 時 分
その他	市内の●●地区、■地区外の住民には屋内避難をするよう求める。
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	避難時には提供せず、避難施設にて提供
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	発生当時の状況による。
実施担当部署	物資班、市民相談班
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による伝達、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
9-1 住民避難実施概要	
<p>印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>①印西市●●地区、■地区の歩行可能な方は、印西市〇〇〇にある〇〇〇小学校、□□□にある□□□中学校へ直接向かうか、各地区の一時集合場所に 日 時 分を目途として集合する。</p> <p>②一時集合場所に集合した方は、徒歩、市の用意したバス等で、〇〇〇小学校、□□□中学校を避難施設として 日 時 分に移動を開始する。</p> <p>③●●地区、■地区外の住民には、屋内避難をするよう求めるが、自主避難する住民は〇〇〇小学校、□□□中学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、〇〇〇小学校体育館、□□□中学校体育館の使用を検討する。</p> <p>④避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき、支援者・自主防災組織・介護事業者等の移動援助を受け、日 時 分に避難を開始し、日 時 分を目標として〇〇〇小学校、□□□中学校に避難する。</p>	
避難経路及び避難手段	
<p>①●●地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、〇〇〇小学校に移動する。</p> <p>②●●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、〇〇〇小学校に避難する。</p> <p>③■地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、□□□中学校に移動する。</p> <p>④■地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、□□□中学校に避難する。</p>	
9-2 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<p>①避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</p> <p>②ガス・水道の元栓を閉め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</p> <p>③家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡をする。</p> <p>④隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>

事態の特性	①避難時に事案に巻き込まれる可能性がある。 ②避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てる。
時期の特性	①夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要 ②乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。 ③雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備が必要
9-3 避難施設での対応	
①家族の所在等避難状況を確認する。 ②汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。	
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）	
10-1 職員の役割分担	
避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。 ①住民への周知要員 ②残留者への呼びかけ要員 ③避難誘導要員 ④市対策本部要員 ⑤現地連絡要員 ⑥避難施設運営要員 ⑦避難行動要支援者の支援者	
10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
①二次災害（避難時の事案発生）の防止に配慮する。 ②消防機関、県警察及び県等関係機関との連携を保つ。 ③要避難地域外の避難者を抑制する。 ④職員間の認識共有、交代体制を考慮する。 ⑤職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。 ⑥特殊標章等を携帯する。 ⑦服装は、防災活動服等、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。 ⑧ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。 ⑨避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。 ⑩避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ、マスク等を着用する。 ⑪携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線（トランシーバー型）等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。 ⑫原則として単独での行動はしない。 ⑬周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。 ⑭消防機関等の設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。 ⑮避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時は市対策本部に連絡する。	
10-3 要配慮者に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者、幼児等を優先的に避難させる。	

1 1 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>②着弾地に特に近い●●地区の住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>③要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災組織会長等に避難実施要領を伝達し、住民への周知を依頼する。また、民生委員児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>④報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p>
避難実施要領の 伝達先	伝達先一覧表による。
1 2 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話： 0476-42-5111
	F A X： 0476-42-7242

(5) 着上陸侵攻【市域外避難】

(1/6)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
着上陸侵攻（市域外避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、千葉県上空及び沿岸部より××国からの敵部隊の着上陸侵攻が予想されるとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>武力攻撃（予測）事態着上陸侵攻により、県は、〇〇県への住民避難の指示を出した。印西市住民は、〇〇県〇〇市への市域外避難を行う。</p> <p>速やかに避難を実施できるよう、住民に対して、警報の発令に関する情報を伝達するとともに、今後とるべき行動・留意事項について周知する。</p> <p>住民は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日（ ） 時 分
発生場所	千葉県上空及び沿岸部
実行の主体	××国 正規部隊
事案の概要と被害状況	武力攻撃（予測）事態が認定され県（市全域）が戦闘地域（後方地域）となり、避難をする必要がある。
今後の予測・影響と措置	①全国的な対応が必要なため、国及び県の指示に従う。 ②事態の収束は不透明であり、避難の期間は長期化の可能性が高い。
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市全域
避難先と避難誘導の方針	<p>①一時集合場所へ徒歩で移動する。その後の交通手段等の避難方法については、市で指示する。</p> <p>②夜間や荒天時など避難に危険が伴う状況の場合、いくつかの公民館・地域交流館を休憩所とする。</p> <p>③市対策本部は、避難住民の誘導に関し、県警察及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密に連携する。</p> <p>④市は全員の避難終了まで、誘導を行う。避難の単位は、可能な限り各世帯、又は事業所単位等とする。</p> <p>⑤避難誘導、移動中における食料等の配給、避難行動要支援者等の避難の援助などは必要に応じ、住民に協力を求める。</p>
避難開始日時	月 日（ ） 時
避難完了予定日時	月 日（ ） 時 予定
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示 ・ 情報収集、伝達 ・ 避難経路の指示 ・ 避難のための交通手段の指示 ・ 医療救護活動 ・ 避難先との受入調整

措置の概要	<p>②県警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の周辺の警戒、警備 ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告 ・渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 <p>③消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症患者の転院及び避難時負傷した住民への対応 ・住民の避難の呼びかけ、誘導 <p>④自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難の呼びかけ、誘導 <p>⑤指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 <p>⑥市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 ・営業停止 		
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <p>状況により県対策本部及び現地調整所に市職員を派遣する、もしくは県から派遣された県職員を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>		
3 事態等の特性で留意すべき事項			
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>①避難準備・避難の実施の大規模化、長期化</p> <p>②行政機能の移転</p> <p>③避難途中の安全確保</p> <p>④混乱の防止</p>		
地域の特性	<p>昼間では、市域外へ外出している人も多く、避難者の確認困難のうえ、自主防災組織等による避難行動要支援者の対応も遅れることが想定</p>		
時期による特性	-		
4 避難者数			
地区名	●●地区	■■地区	▲▲地区
避難者数(計)	名	名	名
うち避難行動要支援者数	名	名	名
うち外国者数	名	名	名
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	○○○地区	□□□地区	△△△地区
避難施設名	○○○小学校	□□□中学校	△△△中学校
所在地	○○県○○市	○○県○○市	○○県○○市
収容可能人数	名	名	名
連絡先(電話番号等)			
連絡担当者			
その他留意事項			

5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話番号等）				
連絡担当者				
その他留意事項				
6 避難手段				
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（福祉車両）			
避難手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス、観光仕様バス、福祉車両		
	台数	乗合バス	台、観光バス	台、福祉車両
	輸送可能人数	名		
	連絡先			
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な方に対しては印西市避難行動要支援者避難支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。		
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。		
留意事項	<p>①一時集合場所への避難は、原則徒歩により行う。</p> <p>②担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等と協力して活動する。</p> <p>③避難施設へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>④自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。</p> <p>⑤住民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所等に対して協力を依頼する。</p>			
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難道路は国道▼線、県道▽号線、市道◇号線とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	印西警察署、消防団		
	規制にあたる人数	名		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	印西警察署、状況により自衛隊		
	警備にあたる人数	名		
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。		
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法				
8-1 避難方法				
地区		●●地区	■●地区	▲▲地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各個人・世帯・事業所	各個人・世帯・事業所	各個人・世帯・事業所
	避難方法	原則、徒歩	原則、徒歩	原則、徒歩
	避難経路			
	避難先			
	集合時間	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	その他（誘導責任者）			

避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所	各世帯・事業所
	避難方法	バス・徒歩等	バス・徒歩等	バス・徒歩等
	避難経路	国道▼号線、県道▽号線を使用する。	国道▼号線、市道◇号線を使用する。	県道▽号線、市道◇号線を使用する。
	避難先	〇〇〇小学校	□□□中学校	△△△中学校
	避難完了予定日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	その他 (誘導責任者)			
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画による。	個別避難計画による。	個別避難計画による。
	避難行動要支援者への支援事項	個別避難計画による。	個別避難計画による。	個別避難計画による。
	輸送手段	バス、福祉車両	バス、福祉車両	バス、福祉車両
	避難経路	国道▼号線、県道▽号線を使用する。	国道▼号線、市道◇号線を使用する。	県道▽号線、市道◇号線を使用する。
	避難先	〇〇〇小学校	□□□中学校	△△△中学校
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	その他 (誘導責任者)			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	主要な交差点、一時集合場所、避難施設			
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名、その他 名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
留意事項	<p>①市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>②避難誘導員の配置については、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。</p>			
8-3 残留者の確認方法				
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに残留者がいないか確認する。				
確認者	市職員、消防職員、消防団員、警察官、状況により自衛隊			
開始日時	日 時 分			
場所	印西市全域			
方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による呼びかけ</p> <p>②戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断</p>			
措置	残留者に対し、避難するよう求める。			
終了予定日時	日 時 分			
その他	-			
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法				
食事時期	避難時には提供せず、避難施設にて提供			
食事場所	各避難施設			
提供する食事の種類	発生当時の状況による。			
実施担当部署	物資班、市民相談班			
8-5 追加情報の伝達方法				
避難誘導員による伝達、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等				

9 避難時の留意事項(主に住民)	
9-1 住民避難実施概要	
<p>印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>①県に対し、市外避難先の受入調整を要請する。</p> <p>②印西市内の歩行可能な方は、各地区の一時集合場所に 日 時 分を目途として集合する。</p> <p>③一時集合場所に集合した方は、徒歩、市の用意したバス等で、〇〇県〇〇市〇〇〇小学校、□□□中学校、△△△中学校を避難施設として 日 時 分に移動を開始する。</p> <p>④避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき、支援者・自主防災組織・介護事業者等の移動援助を受け、日 時 分に避難を開始し、日 時 分を目標として〇〇〇小学校、□□□中学校、△△△中学校に避難する。</p>	
<p>避難経路及び避難手段</p> <p>①●●地区の一時集合場所に集合した方は、市の用意したバスで、国道▼号線、県道▽号線を使用して、〇〇県〇〇市にある〇〇〇小学校に移動する。</p> <p>②●●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、〇〇〇小学校に避難する。</p> <p>③■●地区の一時集合場所に集合した方は、市の用意したバスで、国道▼号線、市道◇号線を使用して、〇〇県〇〇市にある□□□中学校に移動する。</p> <p>④■●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、□□□中学校に避難する。</p> <p>⑤▲▲地区の一時集合場所に集合した方は、市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、〇〇県〇〇市にある△△△中学校に移動する。</p> <p>⑥▲▲地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、△△△中学校に避難する。</p>	
9-2 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<p>①避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</p> <p>②ガス・水道の元栓を閉め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</p> <p>③家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡をする。</p> <p>④隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>
事態の特性	事態の進展により、避難前・避難時に被害が発生する可能性がある。
時期の特性	<p>①夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要</p> <p>②乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。</p> <p>③雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備が必要</p>
9-3 一時避難場所での対応	
<p>①世帯単位で避難先の登録</p> <p>②避難行動要支援者の有無の登録</p>	
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）	
10-1 職員の役割分担	
<p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。</p> <p>①住民への周知要員</p> <p>②残留者への呼びかけ要員</p> <p>③避難誘導要員</p> <p>④市対策本部要員</p>	

⑤現地連絡要員	
⑥避難施設運営要員	
⑦避難行動要支援者の支援者	
10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
①国・県及び関係機関との連携を行う。	
②消防機関、県警察及び県等関係機関との連携を保つ。	
③職員間の認識共有、交代体制を考慮する。	
④職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。	
⑤特殊標章等を携帯する。	
⑥服装は、防災活動服等、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。	
⑦ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。	
⑧避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。	
⑨携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線(トランシーバー型)等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。	
⑩原則として単独での行動はしない。	
⑪周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。	
⑫消防機関等の設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。	
⑬避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時は市対策本部に連絡する。	
⑭職員家族の帯同等の処置を考慮する。	
⑮避難先へ市の各業務システムの移設を行う。	
⑯避難後は、原則各部各課の事務所掌を行う。	
10-3 要配慮者に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者、幼児等を優先的に避難させる。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス(旧ツイッター)、ケーブルテレビ、広報車等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ②要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災組織会長等に避難実施要領を伝達し、住民への周知を依頼する。また、民生委員児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。 ③報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話：0476-42-5111
	FAX：0476-42-7242

(6) 航空機による攻撃【屋内避難】

(1/3)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
航空機による攻撃（屋内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、××国からの爆撃機が千葉県方面へ差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>住民は屋内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。また、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにして、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	関東地区全域
実行の主体	××国
事案の概要と被害状況	航空機による攻撃の兆候があることから、領空に侵入された場合に備えた適切な対応を講じることができるよう、あらかじめ航空機による攻撃の情報と危険性の周知を実施した。
今後の予測・影響と措置	<p>①領空に侵入された場合、速やかに進行方向と攻撃予測地域の情報を国、県から入手する。</p> <p>②市の区域が攻撃予測地域に含まれるとき、住民に対し、屋内避難を防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により即座に伝達する。</p> <p>③住民に対しテレビ、ラジオ等からの情報収集を呼びかける。</p>
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市全域（市内全域に攻撃の可能性あり）
避難先と避難誘導の方針	<p>①近傍のコンクリート造り等の堅ろうな建物の屋内に避難する。</p> <p>②余裕がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。</p> <p>③屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。</p> <p>④一次攻撃（市域外を攻撃した又は上空を通過等）という情報伝達があった後においても、引き続き屋内に避難し、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車、テレビ、ラジオなどから情報収集に注意する。</p> <p>⑤二次攻撃以降も攻撃の都度、国による警報が発令されることから、避難については、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により即座に伝達する。</p> <p>⑥服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。</p> <p>⑦状況により市域外への避難が考えられるため、避難に必要な金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。</p>
避難開始日時	<p>①飛来予定時刻が事前に判明していれば 時間前から屋内避難指示を行う。</p> <p>②飛来時刻が不明の場合は、情報確認後、速やかに実施する。</p>
避難完了予定日時	<p>① 月 日 () 時 分予定</p> <p>②県からの避難指示後速やかに</p>

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 <p>②県警察、消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察車両・消防車両による住民への情報伝達と屋内避難の呼びかけ、避難誘導 ・投下物への対応準備、火災・救急事案への対応準備 <p>③自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下物への対応準備 <p>④指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 <p>⑤市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 <p>※投下物による破壊、火災が発生した場合は、弾道ミサイル着弾後の避難実施要領のパターンを準用し、避難範囲等の設定などの対応を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<p>①攻撃目標を早期に判定にすることは困難であること。</p> <p>②NBC弾頭が使用される可能性があること。</p>
地域の特性	—
時期による特性	—
4 住民の行動（基本行動）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<p>①直ちに建物の中央部に避難し（窓から離れる）、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。</p> <p>②今いる建物より堅ろうな建物が近くに有る場合は、より堅ろうな建物へ避難する。</p> <p>③安全が確認できるまで、むやみに建物の外に出ない。</p> <p>④ドアや窓を全部閉め、エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い、可能な限り外気の流入を遮断する。（NBC攻撃対策）</p> <p>⑤テレビ、ラジオ、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等からの情報収集に努める。</p> <p>⑥出火防止対策を行う。</p>
屋外にいる場合	<p>①最も近いコンクリート造り等の堅ろうな建物に避難する。</p> <p>②最も近い建物への退避に時間的な余裕がない場合は、遮蔽物の物陰に留まり（その際、ガラス張りの建物の下は避ける）、攻撃が沈静化した際に、直ちに最寄りの堅ろうな建物等へ移動する。</p> <p>③攻撃が沈静化した場合には風下を避け、速やかに攻撃が行われた場所から離れる。</p> <p>④車両内にいる者は、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。なお、車を道路へ置いて避難するときは、緊急車両の妨げにならないように、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難する。</p>

	⑤列車・バス等の乗客等は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、SNS等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動する。
5 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により伝達する。 ②市域内避難又は市域外避難が必要となる場合についても同様の手段により避難実施要領を伝達する。
避難実施要領の 伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話：0476-42-5111
	FAX：0476-42-7242

(7) 大規模集客施設等への攻撃【市域内避難】

(1/7)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
大規模集客施設等への攻撃（市域内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、印西市●●の◆◆（複合商業施設）で、国際テロ組織×による爆発物テロによる被害が発生したとの警報を発令し、同施設を中心に、半径 mに係る住民の避難及び屋外退避を行った来場者を含む施設周辺に滞留する住民の避難措置の指示を行った。</p> <p>来場者、要避難地域の住民は状況を見て避難を開始すること。また、要避難地域以外の住民も堅ろうな建物で屋内避難すること。</p> <p>住民は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市●●の◆◆（複合商業施設）の駐車場
実行の主体	国際テロ組織× 武装工作員
事案の概要と被害状況	<p>①◆◆（複合商業施設）で爆発事案が発生し、死傷者が発生した。また、付近で爆発物とみられる不審物が発見された。</p> <p>②武装工作員は武器及び爆発物を所持しているものとみられ、行動が不明なため、他地区での二次攻撃の可能性はある。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>①死傷者の発生、救命救助活動・消火活動</p> <p>②会場周辺に滞留する来場者等の避難</p> <p>③消防機関、県警察等による事案の特定、警戒区域の設定</p> <p>④避難対象住民約 世帯 名の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所開設）</p> <p>⑤二次被害の拡大防止</p> <p>⑥NBC攻撃の可能性（人員除染、地域除染）</p>
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市●●地区の◆◆（複合商業施設）を中心に半径 m
避難先と避難誘導の方針	<p>①事業者、消防機関、県警察と連携し、負傷者の救出救護、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング）</p> <p>②避難経路の指定、避難施設の決定・開設準備</p> <p>③防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による指示の伝達</p> <p>④事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難施設の受け入れ（要配慮者を含む。）</p> <p>⑤消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認）</p> <p>⑥要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制</p> <p>⑦必要により、現地調整所の設置</p>
避難開始日時	月 日 () 時 分
避難完了予定日時	月 日 () 時 分予定

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 ・医療救護活動 <p>②県警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察の武装工作員対処に伴う協力体制 ・爆発物等の種類特定の調査 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・要避難地域、警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整 ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告 ・渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 <p>③消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救命救助、救急搬送 ・火災発生時、延焼火災時の消火活動 ・爆発物等の種類特定の調査 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・県内消防機関、緊急消防援助隊の派遣要請 <p>④自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の武装工作員対処に伴う協力体制 ・爆発物等の種類特定の調査 <p>⑤指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 <p>⑥市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 ・要避難地域の営業停止 <p>※NBC攻撃が検知された場合、NBC兵器による攻撃の避難実施要領のパターンを準用する。</p> <p>※避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <p>状況により県対策本部及び現地調整所に市職員を派遣する、もしくは県から派遣された県職員を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>①化学剤を含む爆発物の場合、種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性がある。</p> <p>②要避難地域の住民の状況把握が困難</p> <p>③化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難</p> <p>④NBC兵器等が使用された場合、風の方向を考慮して避難</p>

	⑤複合商業施設の避難対象者は、当施設の従業員及び利用客と想定され、市外からの来訪者も多数 ⑥風向・風速の状況によっては広範囲に影響		
地域の特性	①昼間では、市域外へ外出している人も多く、避難者の確認困難のうえ、自主防災組織等による避難行動要支援者の対応も遅れることが想定 ②大規模集客施設、データセンターや物流倉庫など目標想定対象施設が多様。 ③水域への流入によっては広範囲に影響		
時期による特性	①乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。 ②雨が予想される場合、汚染物質等の水域への流入可能性が高まる。 ③通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合がある。		
4 避難者数			
地区名	●●地区		
避難者数（計）		名	
うち避難行動要支援者数		名	
うち外国者数		名	
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	○○○地区		
避難施設名	○○○小学校		
所在地	印西市○○○		
収容可能人数		名	
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項	武装工作員の潜伏の可能性もあることから、集合に関しては付近の状況に十分注意する。		
6 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 徒歩 ・ <u>その他</u> （福祉車両）		
避難手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス、観光仕様バス、福祉車両	
	台数	乗合バス 台、観光バス 台、福祉車両 台	
	輸送可能人数	名	
	連絡先		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先		
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な方に対しては印西市避難行動要支援者避難支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。	
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。	
留意事項	①一時集合場所への避難は、原則徒歩により行う。 ②担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等と協力して活動する。 ③避難施設へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。		

	④自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。 ⑤住民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所等に対して協力を依頼する。	
7 避難経路		
避難に使用する経路	主要な避難道路は、県道▽号線、市道◇号線とする。詳細は別添地図のとおり	
交通規制	実施者の確認	印西警察署、消防団
	規制にあたる人数	名
	規制場所	①住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。 ②◆◆（複合商業施設）を中心に半径 m
警備体制	実施者の確認	印西警察署、状況により自衛隊
	警備にあたる人数	名
	警備場所	①交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。 ②◆◆（複合商業施設）を中心に半径 m
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法		
8-1 避難方法		
地区	●●地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各個人・世帯・事業所
	避難方法	原則、徒歩
	避難経路	
	避難先	
	集合時間	日 時 分
	その他 (誘導責任者)	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所
	避難方法	バス・徒歩等
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。
	避難先	〇〇〇小学校
	避難完了予定日時	日 時 分
	その他 (誘導責任者)	
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画による。
	避難行動要支援者への支援事項	個別避難計画による。
	輸送手段	バス、福祉車両
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。
	避難先	〇〇〇小学校
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分
	その他 (誘導責任者)	
8-2 職員の配置方法		
配置場所	主要な交差点、一時集合場所、避難施設	

人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名、その他 名
現地調整所	連絡要員を2名配置
留意事項	①市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。 ②避難誘導員の配置については、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。
8-3 残留者の確認方法	
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。	
確認者	複合商業施設の従業員、市職員、消防職員、消防団員、警察官、状況により自衛隊
開始日時	日 時 分
場所	◆◆（複合商業施設施設）内、●●地区
方法	①複合商業施設施設内は、館内放送及び呼びかけとともに、従業員による確認 ②防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による呼びかけ ③戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断
措置	残留者に対し、避難するよう求める。
終了予定日時	日 時 分
その他	市内の●●地区外の住民には屋内避難をするよう求める。
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	避難時には提供せず、避難施設にて提供
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	発生当時の状況による。
実施担当部署	物資班、市民相談班
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による伝達、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 住民避難実施概要	
印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。 ①印西市●●地区の歩行可能な方は、印西市〇〇〇にある〇〇〇小学校へ直接向かうか、各地区の一時集合場所に 日 時 分を目途として集合する。 ②一時集合場所に集合した方は、徒歩、市の用意したバス等で、〇〇〇小学校を避難施設として 日 時 分に移動を開始する。 ③●●地区外の住民には、屋内避難をするよう求めるが、自主避難する住民は〇〇〇小学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、〇〇〇小学校体育館の使用を検討する。 ④避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき、支援者・自主防災組織・介護事業者等の移動援助を受け、日 時 分に避難を開始し、日 時 分を目標として〇〇〇小学校に避難する。	
避難経路及び避難手段	
①◆◆（複合商業施設）の歩行可能な方は、徒歩で〇〇〇小学校に 日 時 分を集合時間の目途として避難する。避難する際は、◆◆（複合商業施設）の駐車場南側出口より敷地を出て、市道〇〇号を經由する。 ②●●地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、〇〇〇小学校に移動する。 ③●●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、〇〇〇小学校に避難する。	

9-2 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ①避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。 ②ガス・水道の元栓を閉め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。 ③家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡をする。 ④隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ①避難時に事案に巻き込まれる可能性がある。 ②避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カップ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てる。 ③複合商業施設の避難対象者は、当施設の従業員及び利用客が多数と想定され、事態終了後は避難施設から鉄道・バス等各種交通機関を利用して帰宅することが想定される。
時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> ①夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要 ②乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。 ③雨が予想される場合、着替えやカップ等の準備が必要
9-3 避難施設での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ①家族の所在等避難状況を確認する。 ②汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。 	
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）	
10-1 職員の役割分担	
<p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民への周知要員 ②施設内残留者への呼びかけ要員 ③避難誘導要員 ④市対策本部要員 ⑤現地連絡要員 ⑥避難施設運営要員 ⑦避難行動要支援者の支援者 	
10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ①二次災害（避難時の事案発生）の防止に配慮する。 ②消防機関、県警察及び県等関係機関との連携を保つ。 ③要避難地域外の避難者を抑制する。 ④職員間の認識共有、交代体制を考慮する。 ⑤職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。 ⑥特殊標章等を携帯する。 ⑦服装は、防災活動服等、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。 ⑧ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。 ⑨避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。 ⑩避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カップ、マスク等を着用する。 ⑪携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線（トランシーバー型）等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。 	

<p>⑫原則として単独での行動はしない。</p> <p>⑬周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。</p> <p>⑭消防機関等の設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。</p> <p>⑮避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時は市対策本部に連絡する。</p>	
10-3 要配慮者に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者、幼児等を優先的に避難させる。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>②要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災組織会長等に避難実施要領を伝達し、住民への周知を依頼する。また、民生委員児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>③報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話：0476-42-5111
	FAX：0476-42-7242

(8) NBC兵器による攻撃【市域内避難】

(1/7)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
NBC兵器による攻撃（市域内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、 日 時 分頃に印西市●●地区において発生した爆発について、××国によるNBC兵器（放射性物質・生物剤・化学剤）の攻撃があったとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆発地周辺の印西市●●地区及びその風下となる■●地区、感染者発生地域の付近▲▲地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は、状況を見て避難を開始すること。また、要避難地域以外の住民も堅ろうな建物の中へ避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。</p> <p>住民は、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにして、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市●●地区◆◆（施設）付近
実行の主体	××国
事案の概要と被害状況	①局所的な放射性物質・化学剤の拡散等の被害の発生（ダーティボム・化学剤） ②生物剤による感染者の発生直後
今後の予測・影響と措置	①死傷者の発生、救命救助活動・消火活動 ②避難対象地区の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所開設） ③消防機関、県警察等による種類の特定、警戒区域の設定 ④（生物剤）感染者及び関係者の隔離 ⑤被ばく・汚染・感染地域の応急除染 ⑥二次被害（被ばく・汚染・感染）の防止
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市●●地区（発生地域）、■●地区（風下地域）、▲▲地区（感染地域）
避難先と避難誘導の方針	<p>①事業者、消防機関、県警察と連携し、負傷者の救出救護、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング）</p> <p>②避難経路の指定、避難施設の決定・開設準備</p> <p>③爆発地に近い要避難地域の●●地区住民□世帯□□名に対して、ただちに周辺地域から離れ、本日〇〇時を目途に〇〇〇小学校へ避難</p> <p>④爆発地の風下となり要避難地域に該当する■●地区住民□世帯□□名に対して、本日〇〇時を目途に□□□中学校へ避難</p> <p>⑤感染者が発生し要避難地域に該当する▲▲地区住民□世帯□□名に対して、本日〇〇時を目途に△△△中学校へ避難</p> <p>⑥防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による指示の伝達</p> <p>⑦被害者の医療救護、避難者の健康診断</p> <p>⑧事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難施設の受け入れ（要配慮者を含む。）</p> <p>⑨消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認）</p>

	⑩要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制 ⑪必要により、現地調整所の設置 ⑫国・県との調整
避難開始日時	月 日 () 時 分
避難完了予定日時	月 日 () 時 分 予定
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	①県 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 ・NBCの検知機材・除染資器材の貸与 ・医療救護活動 ②県警察 <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物等の種類特定の調査 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・要避難地域、警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整 ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告 ・渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 ・NBCの検知、応急除染活動 ③消防機関 <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救命救助、救急搬送 ・火災発生時、延焼火災時の消火活動 ・爆発物等の種類特定の調査 ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・県内消防機関、緊急消防援助隊の派遣要請 ・NBCの検知、除染所の開設、NBCの応急除染活動 ④自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物等の種類特定の調査 ・負傷者の救命救助 ・NBCの検知、除染所の開設、NBCの応急除染活動 ⑤指定地方公共機関 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 ⑥市内事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 ・要避難地域の営業停止 ※市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。 ※避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。
連絡調整先	本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。 状況により県対策本部及び現地調整所に市職員を派遣する、もしくは県から派遣された県職員を受け入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 ※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	①要避難地域の住民の状況把握が困難 ②突発的な発生による被爆・汚染・感染者の発生 被災者の汚染管理や汚染拡大防止の観点から、消防機関が設定するゾーニングに従い、除染を受け、トリアージポストまで誘導する。テロ実行犯が逮捕されていないため、周辺に危険が残り、可能な限り早急に安全な場所への避難が必要 ③被爆・汚染・感染の拡大 汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認した場合は、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。 ④風向・風速の状況によっては広範囲に影響			
地域の特性	①昼間では、市域外へ外出している人も多く、避難者の確認困難のうえ、自主防災組織等による避難行動要支援者の対応も遅れることが想定 ②水域への流入によっては広範囲に影響			
時期による特性	①乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。 ②雨が予想される場合、汚染物質等の水域への流入可能性が高まる。			
4 避難者数				
地区名	●●地区	■■地区	▲▲地区	
避難者数（計）	名	名	名	
うち避難行動要支援者数	名	名	名	
うち外国者数	名	名	名	
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	○○○地区	□□□地区	△△△地区	
避難施設名	○○○小学校	□□□中学校	△△△中学校	
所在地	印西市○○○	印西市□□□	印西市△△△	
収容可能人数	名	名	名	
連絡先（電話番号等）				
連絡担当者				
その他留意事項				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話番号等）				
連絡担当者				
その他留意事項				
6 避難手段				
避難手段	鉄道・バス・徒歩・その他（福祉車両）			
避難手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス、観光仕様バス、福祉車両		
	台数	乗合バス	台、観光バス	台、福祉車両
	輸送可能人数	名		
	連絡先			
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			

その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な方に対しては、印西市避難行動要支援者避難支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。		
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。		
留意事項	①一時集合場所への避難は、原則徒歩により行う。 ②担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等と協力して活動する。 ③避難施設へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。 ④自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。 ⑤住民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所等に対して協力を依頼する。			
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難道路は、国道▼線、県道▽号線、市道◇号線とする。詳細は別添地図のとおり		
交通規制	実施者の確認	印西警察署、消防団		
	規制にあたる人数	名		
	規制場所	①住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。 ②◆◆（施設）を中心に半径 m		
警備体制	実施者の確認	印西警察署、状況により自衛隊		
	警備にあたる人数	名		
	警備場所	①交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。 ②◆◆（施設）を中心に半径 m		
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法				
8-1 避難方法				
地区		●●地区	■■地区	▼▼地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各個人・世帯・事業所	各個人・世帯・事業所	各個人・世帯・事業所
	避難方法	原則、徒歩	原則、徒歩	原則、徒歩
	避難経路			
	避難先			
	集合時間	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	その他（誘導責任者）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所	各世帯・事業所	各世帯・事業所
	避難方法	バス・徒歩等	バス・徒歩等	バス・徒歩等
	避難経路	国道▼号線、県道▽号線を使用する。	国道▼号線、市道◇号線を使用する。	県道▽号線、市道◇号線を使用する。
	避難先	○○○小学校	□□□中学校	△△△中学校
	避難完了予定日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	その他（誘導責任者）			

避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画による。	個別避難計画による。	個別避難計画による。
	避難行動要支援者への支援事項	個別避難計画による。	個別避難計画による。	個別避難計画による。
	輸送手段	バス、福祉車両	バス、福祉車両	バス、福祉車両
	避難経路	国道▼号線、県道▽号線を使用する。	国道▼号線、市道◇号線を使用する。	県道▽号線、市道◇号線を使用する。
	避難先	〇〇〇小学校	□□□中学校	△△△中学校
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	その他 (誘導責任者)			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	主要な交差点、一時集合場所、避難施設			
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名、その他 名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
留意事項	<p>①市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>②避難誘導員の配置については、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。</p>			
8-3 残留者の確認方法				
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。				
確認者	施設の職員・従業員、市職員、消防職員、消防団員、警察官、状況により自衛隊			
開始日時	日 時 分			
場所	◆◆（施設）内、●●地区、■地区、▲▲地区			
方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による呼びかけ</p> <p>②戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断</p>			
措置	残留者に対し、避難するよう求める。			
終了予定日時	日 時 分			
その他	市内の●●地区、■地区、▲▲地区外の住民には屋内避難をするよう求める。			
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法				
食事時期	避難時には提供せず、避難施設にて提供			
食事場所	各避難施設			
提供する食事の種類	発生当時の状況による。			
実施担当部署	物資班、市民相談班			
8-5 追加情報の伝達方法				
避難誘導員による伝達、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等				
9 避難時の留意事項（主に住民）				
9-1 住民避難実施概要				
<p>印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>①印西市●●地区、■地区、▲▲地区の歩行可能な方は、印西市〇〇〇にある〇〇〇小学校、□□□にある□□□中学校、△△△にある△△△中学校へ直接向かうか、各地区の一時集合場所に 日 時 分を目途として集合する。</p>				

<p>②一時集合場所に集合した方は、徒歩、市の用意したバス等で、〇〇〇小学校、□□□中学校、△△△中学校を避難施設として 日 時 分に移動を開始する。</p> <p>③●●地区、■地区、▲▲地区外の住民には、屋内避難をしよう求めるが、自主避難する住民は〇〇〇小学校、□□□中学校、△△△中学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、〇〇〇小学校体育館、□□□中学校体育館、△△△中学校体育館の使用を検討する。</p> <p>④避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき、支援者・自主防災組織・介護事業者等の移動援助を受け、日 時 分に避難を開始し、日 時 分を目標として〇〇〇小学校、□□□中学校、△△△中学校に避難する。</p>	
<p>避難経路及び避難手段</p> <p>①●●地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、国道▼号線、県道▽号線を使用して、〇〇〇小学校に移動する。</p> <p>②●●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、〇〇〇小学校に避難する。</p> <p>③■地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、国道▼号線、市道◇号線を使用して、□□□中学校に移動する。</p> <p>④■地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、□□□中学校に避難する。</p> <p>⑤▲▲地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、△△△中学校に移動する。</p> <p>⑥▲▲地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗車し、△△△中学校に避難する。</p>	
<p>9-2 自宅から避難する場合の留意事項</p>	
基本事項	<p>①避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。</p> <p>②ガス・水道の元栓を閉め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。</p> <p>③家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡をする。</p> <p>④隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>
事態の特性	<p>①避難時に事案に巻き込まれる可能性がある。</p> <p>②避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てる。</p>
時期の特性	<p>①夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要</p> <p>②乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。</p> <p>③雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備が必要</p>
<p>9-3 避難施設での対応</p>	
<p>①家族の所在等避難状況を確認する。</p> <p>②汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。</p>	
<p>10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）</p>	
<p>10-1 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。</p> <p>①住民への周知要員</p> <p>②残留者への呼びかけ要員</p> <p>③避難誘導要員</p> <p>④市対策本部要員</p> <p>⑤現地連絡要員</p> <p>⑥避難施設運営要員</p> <p>⑦避難行動要支援者の支援者</p>	

10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
<p>①二次災害（避難時の事案発生）の防止に配慮する。</p> <p>②消防機関、県警察及び県等関係機関との連携を保つ。</p> <p>③要避難地域外の避難者を抑制する。</p> <p>④職員間の認識共有、交代体制を考慮する。</p> <p>⑤職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。</p> <p>⑥特殊標章等を携帯する。</p> <p>⑦服装は、防災活動服等、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p> <p>⑧ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。</p> <p>⑨避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。</p> <p>⑩避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カップ、マスク等を着用する。</p> <p>⑪携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線（トランシーバー型）等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。</p> <p>⑫原則として単独での行動はしない。</p> <p>⑬周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。</p> <p>⑭消防機関等の設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。</p> <p>⑮避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時は市対策本部に連絡する。</p>	
10-3 要配慮者に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者、幼児等を優先的に避難させる。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>②爆発地周辺の印西市●●地区及びその風下となる■■地区の住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>③要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災組織会長等に避難実施要領を伝達し、住民への周知を依頼する。また、民生委員児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>④報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話：0476-42-5111
	FAX：0476-42-7242

(9) 航空機自爆テロ【市域内避難】

(1/7)

避難実施要領（案）	
印西市長 月 日 時 分現在	
航空機自爆テロ（市域内避難）	
1 千葉県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、航空機による自爆テロが差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内退避を継続すること。また、要避難地域以外の住民も堅ろうな建物で屋内退避をすること。</p> <p>住民は、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにして、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努めること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	月 日 () 時 分
発生場所	印西市●●の◆◆（ライフライン施設）
実行の主体	個人所有の小型飛行機
事案の概要と被害状況	<p>①本日、千葉県内の〇〇発電所施設付近で小型航空機の墜落事故が発生、国から国内のライフライン施設に対する警戒指示が発令された。</p> <p>②その後、〇〇県より小型飛行機が離陸し、印西市方面に向かっていているとの情報があり、市内ライフライン施設が攻撃目標である場合に備え、周辺住民を避難させる必要がある。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>①速やかに進行方向と攻撃予測地域の情報を国、県から入手する。</p> <p>②市の区域が攻撃予測地域に含まれるとき、住民に対し、屋内避難を防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等により即座に伝達する。</p> <p>③消防機関、県警察等による警戒区域の設定</p> <p>④避難対象住民約 世帯 名の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所開設）</p> <p>⑤二次被害の拡大防止</p> <p>⑥住民に対しテレビ、ラジオ等からの情報収集を呼びかける。</p>
気象状況	天候： 気温： 度 風向き： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	印西市●●地区の◆◆（ライフライン施設）を中心に半径 m
避難先と避難誘導の方針	<p>①事業者、消防機関、県警察と連携し、警戒区域（要避難地域）の決定、避難対象者の決定（ゾーニング）</p> <p>②避難経路の指定、避難施設の決定・開設準備</p> <p>③防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による指示の伝達</p> <p>④事業者、消防団、県警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難施設の受け入れ（要配慮者を含む。）</p> <p>⑤消防団、県警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認）</p> <p>⑥要避難地域外の住民の屋内避難による行動の抑制</p>
避難開始日時	<p>①飛来予定時刻が事前に判明していれば 時間前から避難指示を行う。</p> <p>②飛来時刻が不明の場合は、情報確認後、速やかに実施する。</p>

避難完了予定日時	① 月 日 () 時 分予定 ②県からの避難指示後速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>①県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・情報収集、伝達 <p>②県警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・警察車両による警報の伝達と避難の呼びかけ ・要避難地域、警戒区域とその周辺の警戒、交通規制を調整 ・避難誘導時の交通規制、住民の退去勧告 ・渋滞の場合は、警察車両により移送バスを円滑に先導 <p>③消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市との要避難地域、警戒区域決定の協議 ・消防車両による警報の伝達と避難の呼びかけ ・負傷者の救命救助、救急搬送に備えた準備 ・火災発生時、延焼火災時の消火活動に備えた準備 <p>④指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運休、又は迂回及び住民の輸送支援 ・二次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 <p>④市内事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、来場者の安全な場所への避難 ・要避難地域の営業停止 <p>※NBC攻撃が検知された場合、NBC兵器による攻撃の避難実施要領のパターンを準用する。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部・班、県、消防機関、県警察、自衛隊等その他関係機関に伝達する。</p> <p>状況により県対策本部及び現地調整所に市職員を派遣する、もしくは県から派遣された県職員を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西警察署：0476-42-0110 ・印西地区消防組合指揮指令課：0476-46-9981 ・陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第3係：047-466-2141 <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡をとる必要が生じた時には、適宜適切な手段を使用する。</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>①要避難地域の住民の状況把握が困難</p> <p>②攻撃目標を早期に判定にすることは困難</p> <p>③ライフラインの破壊は広範囲に影響</p>
地域の特性	<p>①昼間では、市域外へ外出している人も多く、避難者の確認困難のうえ、自主防災組織等による避難行動要支援者の対応も遅れることが想定</p> <p>②ライフライン施設以外も、データセンターや物流倉庫など目標想定対象施設が多様</p>
時期による特性	—

4 避難者数			
地区名	●●地区		
避難者数（計）		名	
うち避難行動要支援者数		名	
うち外国者数		名	
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	○○○地区		
避難施設名	○○○小学校		
所在地	印西市○○○		
収容可能人数		名	
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項			
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名			
所在地			
連絡先（電話番号等）			
連絡担当者			
その他留意事項	-		
6 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（福祉車両）		
避難手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス、観光仕様バス、福祉車両	
	台数	乗合バス 台、観光バス 台、福祉車両 台	
	輸送可能人数	名	
	連絡先		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先		
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な方に対しては印西市避難行動要支援者避難支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援者により避難支援を行う。	
	その他（入院患者等）	市内の病院及び隣接市町の病院と調整し、救急車等による搬送を行う。	
留意事項	<p>①一時集合場所への避難は、原則徒歩により行う。</p> <p>②担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等と協力して活動する。</p> <p>③避難施設へは、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>④自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時の避難行動要支援者の支援方法を参考に避難させる。</p> <p>⑤住民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所等に対して協力を依頼する。</p>		
7 避難経路			
避難に使用する経路	主要な避難道路は、県道▽号線、市道◇号線とする。詳細は別添地図のとおり		

交通規制	実施者の確認	印西警察署、消防団		
	規制にあたる人数	名		
	規制場所	①住民等を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。 ②◆◆（ライフライン施設）を中心に半径 m		
警備体制	実施者の確認	印西警察署、状況により自衛隊		
	警備にあたる人数	名		
	警備場所	①交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。 ②◆◆（ライフライン施設）を中心に半径 m		
8 避難の経路、避難の手段その他避難の方法				
8-1 避難方法				
地区		●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各個人・世帯・事業所		
	避難方法	原則、徒歩		
	避難経路			
	避難先			
	集合時間	日 時 分		
	その他 (誘導責任者)			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各世帯・事業所		
	避難方法	バス・徒歩等		
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。		
	避難先	〇〇〇小学校		
	避難完了予定日時	日 時 分		
	その他 (誘導責任者)			
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画による。		
	避難行動要支援者への支援事項	個別避難計画による。		
	輸送手段	バス、福祉車両		
	避難経路	県道▽号線、市道◇号線を使用する。		
	避難先	〇〇〇小学校		
	集合場所への集合完了予定日時	日 時 分		
	その他 (誘導責任者)			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	主要な交差点、一時集合場所、避難施設			
人数	交通誘導は各地点1名、避難施設各2名、その他 名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
留意事項	①市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。 ②避難誘導員の配置については、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。			

8-3 残留者の確認方法	
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。	
確認者	市職員、消防職員、消防団員、警察官、状況により自衛隊
開始日時	日 時 分
場所	●●地区
方法	①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による呼びかけ ②戸別訪問（必要により防護衣一式を支給）を行い、チャイムを鳴らしたり、声掛けを行い、反応がない場合には避難済みであると判断
措置	残留者に対し、避難するよう求める。
終了予定日時	日 時 分
その他	市内の●●地区外の住民には屋内避難をするよう求める。
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	避難時には提供せず、避難施設にて提供
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	発生当時の状況による。
実施担当部署	物資班、市民相談班
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による伝達、防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 住民避難実施概要	
印西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。	
①印西市●●地区の歩行可能な方は、印西市〇〇〇にある〇〇〇小学校へ直接向かうか、各地区の一時集合場所に 日 時 分を目途として集合する。	
②一時集合場所に集合した方は、徒歩、市の用意したバス等で、〇〇〇小学校を避難施設として 日 時 分に移動を開始する。	
③●●地区外の住民には、屋内避難をするよう求めるが、自主避難する住民は〇〇〇小学校へ誘導する。また、避難が長期化した場合には、〇〇〇小学校体育館の使用を検討する。	
④避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき、支援者・自主防災組織・介護事業者等の移動援助を受け、日 時 分に避難を開始し、日 時 分を目標として〇〇〇小学校に避難する。	
避難経路及び避難手段	
①◆◆（複合商業施設）の歩行可能な方は、徒歩で〇〇〇小学校に 日 時 分を集合時間の目途として避難する。避難する際は、◆◆（複合商業施設）の駐車場南側出口より敷地を出て、市道〇〇号を經由する。	
②●●地区の一時集合場所に集合した方は、徒歩又は市の用意したバスで、県道▽号線、市道◇号線を使用して、〇〇〇小学校に移動する。	
③●●地区の避難行動要支援者は、支援者の移動援助及び誘導を受け、印西市で手配したバス（台）又は福祉車両に乗り、〇〇〇小学校に避難する。	
9-2 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	①避難時は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品等の非常持出品を携行する。 ②ガス・水道の元栓を閉め、コンセントを抜く等出火防止対策を行う。その後、家の戸締まりをする。 ③家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡をする。 ④隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。

事態の特性	①避難時に事案に巻き込まれる可能性がある。 ②避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、持参しているときは、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てる。
時期の特性	①夏季の場合は熱中症に注意、冬期の場合は防寒に注意が必要 ②乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。 ③雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備が必要
9-3 避難施設での対応	
家族の所在等避難状況を確認する。	
10 その他避難誘導の実施に関し必要な事項（職員）	
10-1 職員の役割分担	
避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。 ①住民への周知要員 ②施設内残留者への呼びかけ要員 ③避難誘導要員 ④市対策本部要員 ⑤現地連絡要員 ⑥避難施設運営要員 ⑦避難行動要支援者の支援者	
10-2 誘導に際しての職員における留意事項	
①二次災害（避難時の事案発生）の防止に配慮する。 ②消防機関、県警察及び県等関係機関との連携を保つ。 ③要避難地域外の避難者を抑制する。 ④職員間の認識共有、交代体制を考慮する。 ⑤職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。 ⑥特殊標章等を携帯する。 ⑦服装は、防災活動服等、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。 ⑧ビブス、腕章等の着用により、避難誘導員であることの立場を明確にし、その活動に理解と協力を求める。 ⑨避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。 ⑩避難誘導の際は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、カッパ、マスク等を着用する。 ⑪携行品は、避難誘導に用いるハンドメガホン、移動系防災行政無線（トランシーバー型）等、各自の役割で必要となるものだけとし、身軽に動けるようにする。 ⑫原則として単独での行動はしない。 ⑬周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。 ⑭消防機関等の設定するホットゾーンやウォームゾーンには立ち入らない。 ⑮避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時は市対策本部に連絡する。	
10-3 要配慮者に対する避難誘導	
誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者、幼児等を優先的に避難させる。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	①防災行政無線、防災メール、防災ポータルサイト、エックス（旧ツイッター）、ケーブルテレビ、広報車等による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

	②要避難地域内にある地域の自治会長、自主防災組織会長等に避難実施要領を伝達し、住民への周知を依頼する。また、民生委員児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。 ③報道関係者に対して、避難実施要領の内容について情報提供する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
1 2 緊急時の連絡先	
印西市対策本部	電話：0476-42-5111
	F A X：0476-42-7242

印西市国民保護計画

平成19年2月作成

令和6年3月改訂

作成 印西市

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

電 話： 0476-42-5111（代表）

F A X： 0476-42-7242（代表）

E-mail：bousaika@city.inzai.chiba.jp